

No.	カテゴリ	御質問	回答
1	制度概要	ソリューション実装プログラムと取組証明書の2つの制度の違いは何でしょうか？	ソリューション実装プログラムは、今後の新たな案件形成を目指すためにソリューションをカタログ化し、地域への実装を進めていく制度である一方、取組証明書は既に実施されている取組の実績を証明する制度であり、位置付けが異なるためそれぞれ別の制度として設けられております。
2	応募	ソリューション実装プログラムと取組証明書にそれぞれ別事業で申請することは可能でしょうか？	可能です。
3	応募	ソリューション実装プログラムと取組証明書は農業法人も応募可能でしょうか？	応募可能です。応募いただく事業者の業種に特段制限はございません（ただし、ソリューション実装プログラムは、法人格を有することが応募要件です。）。
4	応募	複数の自治体と取組をしている場合、取組証明書は自治体単位での申請、もしくは1つの申請で複数の自治体を含めての申請、のどちらになりますでしょうか？	複数の自治体でそれぞれ異なる取組をしている場合は、取組ごとに申請をお願いいたします。複数の自治体で同一の取組をしている場合は、1つの申請で複数の自治体を対象地域として申請ください（ただし、すべての地域に様式2を記載いただき、御提出ください。）。
5	応募	産学官の関係者が集まったコンソーシアムによる申請は可能でしょうか？	可能です。
6	審査基準	ソリューション実装プログラムについて、要件にある事業期間を通じて課題解決に取り組む組織的・財務的体制を整備できる財務基盤とは、どの程度を想定していますか？	自治体とのマッチングを通じて案件が形成された場合に今後数年規模で事業を継続することが可能な基盤が整っているか、という観点で総合的に確認いたします。
7	審査基準	令和7年度からの審査基準の変更点がありますでしょうか？	【ソリューション実装プログラム】 方針について大きな変更はございませんが、ソリューションがターゲットとする農山漁村の地域特性や規模を記載いただく必要がある点が、令和7年度からの変更点です。 【取組証明書】 大きな変更点はございません。